

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(4月分)

■令和8年4月1日～令和8年4月30日

令和8年4月30日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<個人情報保護制度:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月30日	個人情報保護法改正案への意見	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 一般財団法人 日本消費者協会 神奈川県消費者団体連絡会 群馬県消費者団体連絡会 消費者団体千葉県連絡会 主婦連合会 全大阪消費者団体連絡会 前橋市消費者団体連絡会 山梨県消費者団体連絡協議会	2026(令和8)年1月9日に公表された「個人情報保護法制度改正方針」(以下、「R8方針」という。)は、4月7日に個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案として閣議決定されたが、個人の権利利益保護の観点から多くの重要課題が存在しており、「個人情報保護法3年見直し検討会報告書」(以下、「R6報告書」という。)で示された論点と比較しながら、制度設計上の問題点を整理し、今後必要となる改善方向を述べる。 総論として、R8方針と本改正法案はR6報告書が示した「デジタル社会における個人の権利保障」という基本方向から大きく後退しており、制度全体の実効性に強い懸念がある。 1. 課徴金制度の後退:R6報告書では、課徴金の役割を「不当利得の剥奪」と位置付け、利得の有無で判断するべきと明確に整理し、「安全管理措置義務違反」についても対象とし得るとされていたが、R8方針等では課徴金対象が「悪質な事業者」に限定され、安全管理措置義務違反は対象外となった。この後退は大規模漏えいへの抑止力を大きく弱める結果となっている。 2. 差止請求制度の削除:R6報告書では、適格消費者団体による差止請求制度が不可欠と整理されていたが、R8方針等では導入見送りの記述となっている。これでは、現行制度で最も脆弱な領域が放置されることになる。 3. 被害回復制度(集団的救済)の消滅:R6報告書では、集団的救済制度が不可欠であると整理されたが、R8方針等では制度化の方向性が示されず、被害者が救済されない構造が続く危険がある。 4. データの利活用に関する本人同意の原則の弱体化:R6報告書では、本人関与を強化する必要性が指摘されたが、R8方針等では、AI開発・統計作成など、幅広い名目で同意不要例外が拡大されている。 5. 漏えい通知義務の緩和:R8方針等では、本人の権利利益の保護に欠けるおそれが少ない場合は、本人への通知不要となっている。通知不要範囲の広がりは制度目的と整合しない。 6. AI・プロファイリング・アルゴリズムによる差別的取扱いや不利益誘導に関する規制の欠落:R6報告書では、属性推定やスコアリングなどが新たな権利侵害を生むとして対策の必要性が整理されていたが、R8方針等では対応が限定的であり、不十分である。 7. 子供の個人情報保護:成人年齢と対比して16歳未満を対象としたことや法定代理人の選定について論議が不十分ではなかったかと考える。 8. 要配慮個人情報の扱い緩和:本来最も慎重に保護するべき情報であるにもかかわらず、AI・統計名目で同意不要扱いとされる内容になっている。差別的利用を防止する観点からも再検討が必要である。 9. 「顔特徴データ等」の取扱いについて:即時破棄の場合も含めて取得の有無を回答する義務、生体情報の厳格な規律、AI利用時の説明義務、差止請求制度の導入などが不可欠である。 今後の改正に向けて、課徴金制度の再構築、差止請求制度の創設、集団的救済制度の導入、同意不要例外の厳格化、要配慮情報・子供情報の保護強化、AI・プロファイリング規制の整備、漏えい通知義務の強化など、現代的リスクに対応した制度への転換が必要である。

<消費者行政の在り方:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月3日	頼れる身寄りがない高齢者等の問題に関する提言	第二東京弁護士会 会長 福島正義	【要旨】 頼れる身寄りがいない高齢者問題を5つの課題に整理し、各所に向けた提言を策定。 課題1 頼れる身寄りがいることを前提とした社会システムになっていること 課題2 頼れる身寄りがいない人の対応は地域課題であるが、地域において対応のコンセンサスが形成されていないこと 課題3 資力の有無にかかわらず誰もが安心して支援を受けられる仕組み、システムや方策の拡充が必要であること 課題4 市民が消費者として、安心して事業者を選択できるような法整備が必要であること 課題5 私たちひとりひとりの意識改革が必要であること 【国への提言】 ・社会福祉法上の第二種社会福祉事業として位置付ける新たな権利擁護支援事業の検討の中で、意思決定支援が具体的に機能する制度・仕組みの整備 ・終末期医療や死後事務等に関する本人の意思・意向を支援者が確認できる方策の検討・整備、各種ガイドラインの医療現場への周知、介護・診療報酬改定等によるインセンティブの提供、医療機関・社会福祉施設に対する契約書式や条項のモデル提示 ・全ての地域における相談窓口の設置、緊急時等に必要となる情報を登録・提供するシステムの整備に向けた自治体への財政支援 ・現在検討中の社会福祉法改正における、無料又は低額で利用できる事業(無低事業)の対象者の拡大及び十分な財政的援助 ・高齢者等終身サポート事業者の位置づけ及び資格要件の明確化、監督官庁による責任ある監督及び事業者のサービスの質を確保するための法制度の整備 ・各種広報による意識改革の啓発や情報提供等 (※上記のほか、自治体、医療機関・社会福祉施設、事業者等への提言があった。) 等

<その他:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
4月8日	【参考送付】iPS細胞製品アムシェプリ及びリハートに関する承認を取り消し、保険適用をしないこと等を求める意見書	薬害オンプズパースン会議 事務局長 水口真寿美	意見の趣旨 厚生労働省に対して以下2点対応を求める。 ・iPS細胞を用いた再生医療等製品アムシェプリ、リハートの承認を取り消すこと ・条件及び期限付承認制度及びその運用を見直すこと 中央社会保険医療協議会(中医協)に対して、以下対応を求める。 ・アムシェプリ及びリハートについて、保険適用(薬価収載)を認めないこと 意見の理由 2026年3月6日、厚生労働省は、ヒトiPS細胞を用いた再生医療等製品であるアムシェプリ(住友ファーマ株式会社)、およびリハート(クオリプス株式会社)の2製品を条件及び期限付で薬事承認した。両製品の承認は、iPS細胞から作った再生医療等製品としては世界で初めての承認である。メディアは大々的にこれを報じ、厚生労働大臣は閣議後会見で「山中教授によるiPS細胞をもとにした日本発の治療製品が世界で初めて実用化されたことは大変喜ばしく、日本のみならず世界中の患者の皆様の救いとなることを願っています」と述べている。 しかし、英科学誌NatureのNEWS等は両製品の承認を厳しく批判している。これらの批判は適切であり、両製品の承認は適切とはいえず、ましてや、保険適用(薬価収載)をするべきではない。また、当会議が従前から指摘するように、日本の条件及び期限付承認制度には問題があるから見直すべきである。
4月30日	石油価格の急騰および国際情勢緊迫化に伴う消費生活への影響に関する緊急要請	一般社団法人 全国消費者団体連絡会 岩手県消費者団体連絡協議会 神奈川県消費者団体連絡会 群馬県消費者団体連絡会 埼玉県消費者団体連絡会 消費者団体千葉県連絡会 全大阪消費者団体連絡会 東京消費者団体連絡センター 日本生活協同組合連合会 前橋市消費者団体連絡会 山梨県消費者団体連絡協議会	・主旨 米国およびイスラエルによるイランへの大規模攻撃を契機に、中東情勢が急速に緊迫している。周辺国も含めて一般の市民の生命が理不尽に奪われている事態が続いており、一刻も早い事態の沈静化が国際社会共通の責務となっている。こうした深刻な人道上の危機は、世界全体の安定にとって重大な脅威であり、消費者・生活者の安全と安心に直接的な影響を与えるものである。 ホルムズ海峡周辺ではタンカーへの攻撃や通航リスクが高まり、原油価格は上昇基調にある。日本は原油輸入の9割以上を中東地域に依存しており、供給不安が消費生活に悪影響を及ぼす懸念が高まっている。 消費者の不安に寄り添いつつ、国際情勢沈静化に向けた平和的・外交的取り組みを進めることを重視し、政府に対しては透明性ある説明と対策、消費者の不安に寄り添いつつ冷静な行動を呼びかけることを求めるという点から、以下の通り、意見を述べる。 ・要請事項 (1)外交的手段による情勢沈静化に向け、政府は働きかけを強めること (2)政府は正確で迅速な情報公開を行うこと (3)市場の混乱を避けるため、冷静な購買行動を呼びかけること (4)生活を守るための緊急対応として、価格監視と便乗値上げの抑止を強化すること (5)中長期的な視点:エネルギー自給率向上のため再生可能エネルギーへの転換を加速すること
4月30日	要望書	赤とんぼの会代表 エレベーター事故被害者遺族 市川正子	・事故から20年、16歳の命を奪った戸開走行事故の背景から見えたことは、製造業者から独立保守業者に情報が共有されない状況であった。事故機にもブレーキの構造上の特性とそのための保守ポイントがあったが、その情報は、独立保守業者には共有されていなかった。もし共有されていたなら、息子の命は助けられた命、防ぐことができた事故だったと今も思っている。 ・エレベーターの戸開走行は、ロープ式・油圧式エレベーターの構造上のリスクから起きたものであった。だからこそ、リスクが事故に繋がらないようにするための戸開走行保護装置の設置・情報の共有は、重要なことだと考えている。 ・赤とんぼの会と遺族は、独立保守業者との話し合いを持ち続けてきたが、2023年の話し合いの中で、いまだに独立保守業者側が、エレベーターの安全維持のための情報を得ることが難しい状況にあるとの事実を聞き取ることができた。利用者の安全を脅かす業界の変わらない現状を、何とかしてほしいと国土交通省、消費者庁に訴えている。 ・利用者の安全のために、行政と業界・所有者・管理者・関係者が、この問題と向き合い対策を取り続けるよう、消費者委員会からも申入れ、意見を出してほしい。

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から17件の意見等が寄せられました。
(内訳: 取引・契約関係:1件 地方消費者行政関係:1件 公益通報者保護制度関係:1件 表示関係(食品表示を除く):1件 デジタル・AI関係:4件 料金・物価関係:1件 その他:8件)
寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。